

## 流山市立中学校設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、流山市立中学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条において準用する同法第38条の規定により、流山市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立南部中学校	流山市加三丁目600番地の1
流山市立常盤松中学校	流山市東初石3丁目134番地
流山市立北部中学校	流山市大字中野久木577番地
流山市立東部中学校	流山市名都借865番地
流山市立東深井中学校	流山市東深井47番地
流山市立八木中学校	流山市古間木210番地の2
流山市立南流山中学校	流山市流山2539番地の1
流山市立西初石中学校	流山市西初石4丁目455番地の1